

花巻空港脱炭素化推進協議会規約

(目的及び設置)

第1条 空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うため、花巻空港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 空港脱炭素化推進計画の作成及び実施に係る検討
- (2) その他空港脱炭素化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は就任の日から3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、岩手県県土整備部港湾空港課総括課長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(運営)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うこととする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外のものを協議会に出席させることができる。

(作業部会の設置)

第6条 協議会における検討及び協議を円滑に進めるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成機関は、別表2に掲げるとおりとする。
- 3 作業部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、岩手県県土整備部港湾空港課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営を補助する。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年12月20日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年7月28日から施行する。

この規約は、令和6年8月28日から施行する。

(別表1)

協議会構成員
岩手県空港ターミナルビル(株)／代表取締役社長
日本航空(株)空港事業企画部
(株)フジドリームエアラインズ／取締役空港業務部長
タイガーエア台湾日本総代理店／マネージャー
中国東方航空新潟支店／支店長
東邦航空(株)花巻事業所／所長
日本通運(株)仙台支店／国内航空貨物部長
(株)エスエーエスいわて花巻空港事業所／所長
弘済企業(株)花巻営業所／所長
(株)宮澤商店航空給油部／所長
東北電力(株)岩手県南営業所／所長
岩手県交通(株)／乗合自動車部担当部長兼業務課長
東日本交通(株)／代表取締役社長
花巻空港レンタカー協議会/事務局長
花巻地区タクシー業協同組合／理事長
青森千代田(株)／代表取締役社長
(株)セノンみちのく支社／支社長
岩手県防災航空センター／所長
岩手県警察本部警備部警備課警察航空隊／航空隊長
(株)パスファインダー/代表取締役
国土交通省東京航空局花巻空港出張所／所長
気象庁仙台管区气象台／業務課長
財務省函館税関釜石税関支署／支署長
法務省仙台出入国在留管理局盛岡出張所／所長
農林水産省動物検疫所北海道・東北支所仙台空港出張所／所長
農林水産省横浜植物防疫所塩釜支所／所長
厚生労働省仙台検疫所花巻空港出張所／所長
花巻市商工観光部観光課／課長
岩手県ふるさと振興部交通政策室／空港振興課長
岩手県県土整備部花巻空港事務所／所長
岩手県県土整備部港湾空港課／総括課長

(別表2)

作業部会構成機関
岩手県空港ターミナルビル(株)
日本航空(株)空港事業企画部
(株)フジドリームエアラインズ
日本通運(株)仙台支店
(株)エスエーエスいわて花巻空港事業所
花巻市商工観光部観光課
岩手県県土整備部花巻空港事務所
岩手県県土整備部港湾空港課